

今年度から「キャリアアップ助成金」が創設

◆有期契約労働者等のキャリアアップを促進

キャリアアップ助成金は、有期契約労働者等（有期契約労働者および正規雇用の労働者以外の無期契約労働者。短時間労働者、派遣労働者を含む）の企業内でのキャリアアップを支援する事業主を対象として支給される助成金です。

実施は平成 25 年度の予算成立後となりますが、重点分野等（健康、環境、農林漁業等）の事業主が実施する人材育成についての助成のみ、前倒しで平成 25 年 1 月から実施されています。

◆事業主の業種・規模、対象労働者の年齢は制限なし

有期契約労働者等（年齢不問）の正規雇用への転換、人材育成、処遇改善など、事業主（業種不問、事業規模の制限なし）の行う施策ごとにコースが分かれています。

コースの概要は下記の通りですが、この他にも、対象労働者の状況や企業の行う施策によって助成額が加算・上乘せされる場合もありますので、十分な検討が必要です。

◆コースの内容

下記の助成額は中小企業のもので、（ ）内が大企業のもので。

【正規雇用・無期雇用転換コース】

…転換の内容により、1人当たり 20 万円（15 万円）～40 万円（30 万円）

【人材育成コース】

…Off-JT（1人当たり）：賃金助成1時間当たり 800 円（500 円）、経費助成上限 20 万円（15 万円）

…OJT（1人当たり）：実施助成1時間当たり 700 円（700 円）

【処遇改善コース】

…1人当たり 1 万円（7,500 円）

【健康管理コース】

…1事業所当たり 40 万円（30 万円）

【短時間正社員コース】

…1人当たり 20 万円（15 万円）

【パート労働時間延長コース】

…1人当たり 10 万円（7.5 万円）

◆「人材育成」「雇用管理」見直しのチャンス

計画的な人材育成は、企業の成長にとって不可欠です。この機会に助成金を活用し、人材育成・雇用管理の見直しに取り組んでみてはいかがでしょうか。